

政令番号430 インドキサカルブ

各都道府県での農薬の使用先別使用量（平成30年度）

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

都道府県コード	都道府県名	使用量(kg/年)							使用量合計
		田	果樹園	畑	ゴルフ場	森林	その他非農耕地	家庭園芸	
1	北海道			2.3E+1					22.5
2	青森県			1.5E+1					15.0
3	岩手県			1.3E+1					12.5
4	宮城県								
5	秋田県								
6	山形県			2.5E+0					2.5
7	福島県								
8	茨城県			1.1E+2					112.5
9	栃木県			5.0E+0					5.0
10	群馬県			1.8E+2					177.5
11	埼玉県			9.5E+1					95.0
12	千葉県			3.8E+1					37.5
13	東京都								
14	神奈川県			7.5E+0					7.5
15	新潟県								
16	富山県			2.5E+0					2.5
17	石川県								
18	福井県			2.3E+1					22.5
19	山梨県			1.5E+1					15.0
20	長野県			2.0E+2					200.0
21	岐阜県			9.3E+1					92.5
22	静岡県								
23	愛知県			2.5E+0					2.5
24	三重県								
25	滋賀県			2.5E+0					2.5
26	京都府								
27	大阪府								
28	兵庫県			2.5E+1					25.0
29	奈良県			2.5E+0					2.5
30	和歌山県			5.0E+0					5.0
31	鳥取県			2.5E+0					2.5
32	島根県								
33	岡山県			2.5E+0					2.5
34	広島県			7.5E+0					7.5
35	山口県								
36	徳島県			5.0E+0					5.0
37	香川県			5.0E+0					5.0
38	愛媛県								
39	高知県			2.0E+1					20.0
40	福岡県			1.8E+1					17.5
41	佐賀県								
42	長崎県			1.0E+1					10.0
43	熊本県			4.8E+1					47.5
44	大分県			5.0E+0					5.0
45	宮崎県			1.8E+1					17.5
46	鹿児島県			7.5E+0					7.5
47	沖縄県			5.0E+0					5.0
	全国			1.0E+3					1,010.0